

○余市町手数料徴収条例

平成12年3月6日
条例第3号

改正 平成14年4月16日条例第12号
平成14年6月17日条例第20号
平成15年5月30日条例第13号
平成15年6月17日条例第14号
平成16年4月15日条例第8号
平成17年3月28日条例第10号
平成21年2月24日条例第1号
平成24年3月23日条例第11号
平成25年3月22日条例第14号
平成26年3月31日条例第2号
平成27年3月23日条例第8号
平成27年6月25日条例第28号
平成27年9月18日条例第32号
平成28年3月25日条例第11号
平成29年3月24日条例第9号
令和2年3月19日条例第4号
令和2年5月29日条例第10号
令和3年6月23日条例第14号
令和3年11月19日条例第18号
令和4年3月1日条例第1号

余市町手数料徴収条例（昭和51年余市町条例第12号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、手数料の徴収について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（手数料の種類及び額等）

第2条 徴収する手数料の種類及び額は別表のとおりとする。

2 公簿類の謄抄本の交付又は閲覧は、町長が認めたものに限る。

（手数料の徴収等）

第3条 手数料は、申請のときに徴収する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 徴収した手数料は、申請する事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。

(郵便による請求)

第4条 郵便で請求するときは、前条の手数料のほか、郵便料に相当する額を収めなければならない。

(手数料の減免)

第5条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。

(1) 国若しくは他の地方公共団体又はこれらの機関から公務につき必要とする旨請求があったもの

(2) 公務員が職務上必要で請求するもの

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けているもの又はその保護を受けるに必要なための申請があったもの

(4) その他町長が特別の事由があると認めたもの

2 戸籍事項の証明に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、請求する者については、手数料を徴収しない。

3 前項に定めるもののほか、町長が必要と認めるものについては、減額することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(余市町手数料徴収条例の全部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前において納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年4月16日条例第12号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。(後略)

附 則 (平成14年6月17日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年5月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年6月17日条例第14号)

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

附 則 (平成16年4月15日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第10号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に申請、申込等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月23日条例第11号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の33の項の改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年6月25日条例第28号)

この条例は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条第1項の規定による法務大臣の指定を受けた日から施行する。

附 則 (平成27年9月18日条例第32号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の10、14及び15の項の改正規定 公布の日

(2) 別表の11の2及び13の項の改正規定 平成28年1月1日

附 則 (平成28年3月25日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日条例第9号)
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日条例第10号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月23日条例第14号)
この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月19日条例第18号)
この条例は、令和4年2月20日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日条例第1号)
(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例に規定する使用料に関する規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に申請、申込み等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 (第2条第1項関係)

手数料の種類	単位	金額
1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
2 戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	350円
3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円

4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	450円
5 身分に関する証明	1件につき	300円
6 戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
7 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明又は届書その他受理をした書類に記載した事項の証明	1件につき	350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1件につき1,400円)
8 戸籍法の規定に基づく届書その他受理をした書類の閲覧	1件につき	350円
9 住民基本台帳の閲覧	1件につき	300円
10 住民票の写しの交付(広域交付の住民票の写しの交付を含む。)	1通につき	300円
11 住民票の記載事項の証明	1件につき	300円
12 削除		
13 削除		
14 印鑑登録の証明	1件につき	300円
15 印鑑登録証の交付	1枚につき	300円
16 土地建物その他不動産証明(土地は1筆、建物は1棟をもって1件とする。)	1件につき	300円
17 土地建物に関する台帳の閲覧(土地は1筆、建物は1棟をもって1件とする。)	1件につき	300円
18 諸税及び公課に関する証明	1件につき	300円
19 納税証明	1枚につき	300円
19の2 固定資産課税台帳の閲覧	1回につき	300円

覧		
19の3 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明（土地は1筆、建物は1棟をもって1件とする。）	1件につき	300円
20 営業に関する証明	1件につき	300円
21 公簿、公文書、図面等の閲覧	1件につき	300円
22 公簿、公文書の謄抄本の証明	1枚につき	300円
23 現況証明	1筆につき 1筆増すごとに	1,500円 800円
24 農業経営証明	1件につき	300円
25 農地法による申請受理済証明書	1件につき	300円
26 臨時運行許可申請	1両につき	750円
27 削除		
28 船員手帳の交付又は書換え	1件につき	1,950円
29 船員手帳訂正	1件につき	430円
30 優良宅地造成認定申請	1件につき	86,000円
31 優良住宅新築認定申請 新築住宅床面積の合計		
ア 100平方メートル以下	1件につき	6,200円
イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下	1件につき	8,600円
ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件につき	13,000円
エ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件につき	35,000円
オ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件につき	43,000円
32 動物の飼養又は、収容の許可	1件につき	6,000円

申請（化製場等に関する法律施行 条例（昭和59年北海道条例第5 2号）第9条）		
33 鳥獣飼養登録票の交付又は その更新若しくは再交付（鳥獣の 保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律（平成14年法律 第88号）第19条）	1件につき	3,400円
34 地籍調査の成果等に関する 証明等		
ア 図根三角点、図根多角点 網図複写	1枚につき	2,000円
イ 図根三角点、図根多角点 網図閲覧	1枚につき	500円
ウ 図根三角点成果簿閲覧	1点につき	1,300円
エ 図根多角測量成果簿閱 覧	1点につき	1,000円
オ 航測図根点配置図複写	1枚につき	2,000円
カ 航測図根点配置図閲覧	1枚につき	500円
キ 航測図根点成果簿閲覧	1点につき	1,000円
ク 地籍図複写	1枚につき	700円
ケ 地籍図閲覧	1枚につき	300円
コ 細部測量成果簿閲覧	1点につき	1,000円
サ 集成図複写	1枚につき	2,000円
シ 集成図閲覧	1枚につき	500円
ス 地籍簿複写	1枚につき	500円
セ 地籍簿閲覧	1枚につき	300円
ソ 現地立会証明	1件につき	5,000円
タ その他の証明	1件につき	300円
チ その他の複写	1枚につき	300円
ツ その他の閲覧	1件につき	300円
35 国土調査法（昭和26年法律 第180号）に基づく調査の成果 等に関する証明等		

ア	基準点網図複写	1枚につき	2,000円
イ	基準点網図閲覧	1枚につき	500円
ウ	1級基準点成果表閲覧	1点につき	1,300円
エ	3級基準点成果表閲覧	1点につき	1,000円
オ	4級基準点成果表閲覧	1点につき	1,000円
カ	換地図複写	1枚につき	700円
キ	換地図閲覧	1枚につき	300円
ク	換地図全図複写	1枚につき	2,000円
ケ	換地図全図閲覧	1枚につき	500円
コ	その他の証明	1件につき	300円
サ	その他の複写	1枚につき	300円
シ	その他の閲覧	1件につき	300円
36	長期優良住宅建築等計画の認定申請	1戸につき	(1) 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100

円に切り上げるものとする。)

ア 住宅の戸数
(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合)

(ア) 1戸のもの 14,000円

(イ) 2戸以上5戸以内のもの 24,000円

(ウ) 6戸以上のもの 40,000円

イ 住宅の戸数
(長期使用構造等確認を受けていない場合)

(ア) 1戸の
もの 49,
000円

(イ) 2戸以
上5戸以内
のもの 1
15,000
円

(ウ) 6戸以
上のもの
183,00
0円

(2) 当該申請が
住宅の増築又は
改築に係るもの
である場合 次
に掲げる当該申
請に係る1棟の
住宅の戸数の区
分に応じ、それぞ
れ次に定める金
額を当該申請及
び当該申請と同
時に行われた同
一の住宅に係る
認定申請の総数
で除して得た額
(この額に50
円未満の端数が
生じたときはこ
れを切り捨て、5
0円以上100
円未満の端数が
生じたときはこ

れを100円に
切り上げるもの
とする。)

ア 住宅の戸数
(長期使用構
造等確認を受
けた場合)

(ア) 1戸の
もの 20,
000円

(イ) 2戸以
上5戸以内
のもの 3
6,000円

(ウ) 6戸以
上のもの
59,000
円

イ 住宅の戸数
(長期使用構
造等確認を受
けていない場
合)

(ア) 1戸の
もの 73,
000円

(イ) 2戸以
上5戸以内
のもの 1
72,000
円

(ウ) 6戸以
上のもの
274,00

		0円
	<p>摘要 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下次項において「法」という。）第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に余市町建築確認申請等手数料徴収条例（平成12年余市町条例第5号。以下「建築確認手数料条例」という。）第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。</p>	
37 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請	1戸につき	<p>(1) 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期及び管理者等の選任の予定時期の変更のみの場合 800円</p> <p>(2) 当該申請が住宅の新築に係るものである場合（前号に掲げる場合を除く。）次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請</p>

の総数で除して
得た額（この額に
50円未満の端
数が生じたとき
はこれを切り捨
て、50円以上1
00円未満の端
数が生じたとき
はこれを100
円に切り上げる
ものとする。）

ア 住宅の戸数
（長期使用構
造等確認を受
けた場合又は
長期使用構造
等の変更がな
い場合（以下こ
の項において
「長期使用構
造等確認を受
けた場合等」と
いう。））

(ア) 1戸の
もの 11,
000円

(イ) 2戸以
上5戸以内
のもの 1
9,000円

(ウ) 6戸以
上のもの
31,000
円

イ 住宅の戸数
(ア以外の場
合)

(ア) 1戸の
もの 28,
000円

(イ) 2戸以
上5戸以内
のもの 6
4,000円

(ウ) 6戸以
上のもの
103,00
0円

(3) 当該申請が
住宅の増築又は
改築に係るもの
である場合(第1
号に掲げる場合
を除く。)次に
掲げる当該申請
に係る1棟の住
宅の戸数の区分
に応じ、それぞれ
次に定める金額
を当該申請及び
当該申請と同時
に行われた同一
の住宅に係る変
更認定申請の総
数で除して得た
額(この額に50
円未満の端数が
生じたときはこ

れを切り捨て、500円以上1000円未満の端数が生じたときはこれを1000円に切り上げるものとする。)

ア 住宅の戸数
(長期使用構造等確認を受けた場合等)

(ア) 1戸のもの 15,000円

(イ) 2戸以上5戸以内のもの 28,000円

(ウ) 6戸以上のもの 47,000円

イ 住宅の戸数
(ア以外の場合)

(ア) 1戸のもの 42,000円

(イ) 2戸以上5戸以内のもの 96,000円

(ウ) 6戸以上のもの

		154,000円
	摘要 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築確認手数料条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。	
38 譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更認定申請	1件につき	1,500円
39 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請	1件につき	1,500円
40 低炭素建築物新築等計画の認定申請	1件につき	(1) 住宅の戸数を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 住宅の戸数 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技

		<p>術的審査(以下「評価機関審査」という。)を受けた場合)</p> <p>(ア) 1戸のもの 6,100円</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以内のもの 11,000円</p> <p>(ウ) 6戸以上のもの 17,000円</p> <p>イ 住宅の戸数(評価機関審査を受けていない場合)</p> <p>(ア) 1戸のもの 37,000円</p> <p>(イ) 2戸以上5戸以内のもの 74,000円</p> <p>(ウ) 6戸以上のもの 104,000円</p> <p>(2) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申</p>
--	--	--

請する場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を、建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法（以下「モデル建物法」という。）で計算して認定を申請する場合

次に掲げる

		<p>当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方</p>
--	--	--

		<p>方メートルを超えるもの 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 103,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 168,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(判定</p>
--	--	---

		<p>機関審査を受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 258,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 412,000円</p>
<p>摘要</p> <p>1 住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物</p>		

		<p>を単位として申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄第1号及び第2号に規定する金額を合算して得た金額とする。</p> <p>2 1の場合において、同一の建築物に係るこの項の金額の欄第1号の認定を同時に申請する場合は、当該第1号の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下次項において「法」という。）第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築確認手数料条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。</p>
<p>4.1 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請</p>	<p>1戸又1棟につき</p> <p>1件につき</p>	<p>(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 800円</p> <p>(2) 住宅の戸数を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数 (評価機関審査を受けた場</p>

		<p>合)</p> <p>(ア) 1戸の もの 6,1 00円</p> <p>(イ) 2戸以 上5戸以内 のもの 1 1,000円</p> <p>(ウ) 6戸以 上のもの 17,000 円</p> <p>イ 住宅の戸数 (評価機関審 査を受けてい ない場合)</p> <p>(ア) 1戸の もの 21, 000円</p> <p>(イ) 2戸以 上5戸以内 のもの 4 2,000円</p> <p>(ウ) 6戸以 上のもの 61,000 円</p> <p>(3) 住宅以外の 用途に供する一 の建築物を単位 として変更認定 を申請する場合 次に掲げる場合 の区分に応じ、そ</p>
	<p>1件につき</p>	

れぞれ次に定める金額

ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもの 1,000円

B 300平方メートルを超えるもの 29,000円

		<p>(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 98,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内の</p>
--	--	---

		<p>もの 1 1, 00 0円</p> <p>B 300平 方メート ルを超え るもの 29, 0 00円</p> <p>(イ) 床面積 の合計(判定 機関審査を 受けていな い場合)</p> <p>A 300平 方メート ル以内の もの 1 34, 0 00円</p> <p>B 300平 方メート ルを超え るもの 220, 000円</p>
<p>摘要</p> <p>1 住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄第2号及び第3号に規定する金額を合算して得た金額とする。</p> <p>2 1の場合において、同一の建築物に係る</p>		

		<p>この項の金額の欄第2号の変更認定を同時に申請する場合は、当該第2号の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>3 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築確認手数料条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。</p>
<p>4.2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請</p>	<p>1件につき</p>	<p>(1) 住宅の戸数を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数 (評価機関審査を受けた場合)</p> <p>(ア) 1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>A 200平方メートル以内のもの</p>

		<p>6, 10 0円</p> <p>B 200平方メートルを超えるもの</p> <p>6, 10 0円</p> <p>(イ) 2戸以上4戸以内のもの 1 1, 000円</p> <p>(ウ) 5戸以上のもの 22, 000 円</p> <p>イ 住宅の戸数 (評価機関審査を受けていない場合)</p> <p>(ア) 1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>A 200平方メートル以内のもの 3 7, 00 0円</p>
--	--	---

B 200平方メートルを超えるもの
41,000円

(イ) 2戸以上4戸以内のもの
74,000円

(ウ) 5戸以上のもの
123,000円

(2) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 前号ア (イ) 及び (ウ) 並びにイ (イ) 及び (ウ) に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ前号ア (イ) 及び (ウ) 並びにイ (イ) 及び (ウ) に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同

		<p>住宅の住戸以外の部分について、それぞれ次に定める金額を合算して得た金額</p> <p>ア 評価機関審査を受けた場合 11,000円</p> <p>イ 評価機関審査を受けていない場合 74,000円</p> <p>(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から44の</p>
--	--	--

項において「基準省令」という。) 第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもの 1,000円

B 300平方メートルを超えるもの 29,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を

受けていない場合)

A 300平方メートル以内のもの 244,000円

B 300平方メートルを超えるもの 394,000円

イ 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合
次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ア) 床面積の合計(判定機関審査を

		<p>受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 93,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 156,000円</p>
<p>摘要</p> <p>1 同一の建築物に係るこの項の金額の欄の第1号及び第2号の認定を同時に申請する場合は、当該第1号の申請に係る手数</p>		

		<p>料は、徴収しない。</p> <p>2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄の第1号及び第3号に規定する金額を合算して得た金額とする。</p> <p>3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄の第2号及び第3号に規定する金額を合算して得た金額とする。</p> <p>4 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の金額の欄の第1号の認定を同時に申請するときは、同号の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下次項において「法」という。）第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築確認手数料条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。</p>
<p>4.3 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請</p>	<p>1件につき</p>	<p>(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円</p> <p>(2) 住宅の戸数を単位として変</p>

更認定を申請する
場合 次に掲げる
当該申請に係る
1棟の住宅の当該
申請の対象である
戸数の区分に応じ、
それぞれ次に定める
金額

ア 住宅の戸数
(評価機関審査を
受けた場合)

(ア) 1戸のもの
次に掲げる床面積
の合計の区分に応じ、
それぞれ次に定める
金額

A 200平方メートル
以内のもの
6,100円

B 200平方メートル
を超えるもの
6,100円

(イ) 2戸以

		<p>上4戸以内 のもの 1 1,000円</p> <p>(ウ) 5戸以 上のもの 22,000 円</p> <p>イ 住宅の戸数 (評価機関審 査を受けてい ない場合)</p> <p>(ア) 1戸の もの 次に 掲げる床面 積の合計の 区分に応じ、 それぞれ次 に定める金 額</p> <p>A 200平 方メート ル以内の もの 2 1,00 0円</p> <p>B 200平 方メート ルを超え るもの 23,0 00円</p> <p>(イ) 2戸以 上4戸以内 のもの 4</p>
--	--	--

		<p>2,000円 (ウ) 5戸以上のも 72,000円</p> <p>(3) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 前号ア (イ) 及び (ウ) 並びにイ (イ) 及び (ウ) に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ前号ア (イ) 及び (ウ) 並びにイ (イ) 及び (ウ) に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の部分について、それぞれ次に定める金額を合算して得た金額 ア 評価機関審査を受けた場合 11,000円</p>
--	--	--

		<p>イ 評価機関審査を受けていない場合 4 2,000円</p> <p>(4) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(判定機関審査を</p>
--	--	--

		<p>受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 127,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 211,000円</p> <p>イ 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準</p>
--	--	--

省令第10条
第1号イ(2)
及びロ(2)に
適合している
旨の変更認定
を申請する場
合 次に掲げ
る当該申請に
係る1棟の建
築物の床面積
の合計の区分
に応じ、それぞ
れ次に定める
金額

(ア) 床面積
の合計(判定
機関審査を
受けた場合)

A 300平
方メート
ル以内の
もの 1
1,00
0円

B 300平
方メート
ルを超え
るもの
29,0
00円

(イ) 床面積
の合計(判定
機関審査を
受けていな

		い場合) A 300平方メートル以内のもの 52,000円 B 300平方メートルを超えるもの 92,000円
	<p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一の建築物に係るこの項の金額の欄の第2号及び第3号の変更認定を同時に申請する場合は、当該第2号の申請に係る手数料は、徴収しない。 2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄の第2号及び第4号に規定する金額を合算して得た金額とする。 3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄の第3号及び第4号に規定する金額を合算して得た金額とする。 4 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の金額の欄の第2号の変更認定を同時に申請するときは、当該第2号 	

		<p>の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>5 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築確認手数料条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。</p>
<p>4.4 建築物エネルギー消費性能基準適合の認定申請</p>	<p>1件につき</p>	<p>(1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ</p> <p>(1) 及びロ</p> <p>(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積</p>

の合計(評価
機関審査を
受けた場合)

A 200平
方メートル
以内の
もの
6,10
0円

B 200平
方メートル
を超える
もの
6,10
0円

(イ) 床面積
の合計(評価
機関審査を
受けていな
い場合)

A 200平
方メートル
以内の
もの 3
7,00
0円

B 200平
方メートル
を超える
もの
41,0
00円

イ アに掲げる
場合以外の場

合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(評価機関審査を受けた場合)

A 200平方メートル以内のもの
6,100円

B 200平方メートルを超えるもの
6,100円

(イ) 床面積の合計(評価機関審査を受けていない場合)

A 200平方メートル以内のもの
19,000円

		<p>0円</p> <p>B 200平方メートルを超えるもの</p> <p>20,000円</p> <p>(2) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積(基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあつては、当該住宅の</p>
--	--	---

		<p>共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(評価機関審査を受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 22,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計(評価機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 7,000円</p> <p>B 300平方</p>
--	--	--

		<p>方メートルを超えるもの 123,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積（基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅並びに基準省令第1条第1項第2号イ（3）及びロ（3）に適合している旨の認定を申請する住宅にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(評価機関審査を受けた場合) A 300平</p>
--	--	--

		<p>方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 22,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計(評価機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 61,000円</p> <p>(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の</p>
--	--	---

		<p>区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 29,000円</p>
--	--	---

		<p>(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 244,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 394,000円</p> <p>イ 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計(判定</p>
--	--	---

		<p>機関審査を受けた場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 1,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 29,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)</p> <p>A 300平方メートル以内のもの 93,000円</p> <p>B 300平方メートルを超えるもの 156,000円</p>
<p>摘要</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する</p>		

		<p>部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄の第1号及び第3号に規定する金額を合算して得た金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の金額の欄の第2号及び第3号に規定する金額を合算して得た金額とする。</p>
45 前各号に該当しない証明	1件につき	300円